

## 平成17年度特殊法人等予算削減方策ヒアリング に関する参与会議の指摘事項

平成16年11月24日  
特殊法人等改革推進本部参与会議

参与会議は、平成17年度特殊法人等関係予算要求・要望の対前年度増加額の大きい6法人を対象として、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)に則った事業の縮小・廃止・重点化等が進んでいるか、また、それが平成17年度予算要求・要望に反映されているかについて、11月4日、9日及び11日の3回にわたりヒアリングを行った。

このたび、その結果を指摘事項として取りまとめたので、各府省に対して、ヒアリングの対象としなかった法人を含め、指摘事項を今後の予算編成過程において反映させていくとともに、法人の事業の抜本的な見直しを行い、将来にわたり予算を削減・効率化させていくよう要請する。なお、財政当局は、事務局と緊密な連携をとり、平成17年度予算が特殊法人等改革の趣旨を踏まえたものとなるよう努められたい。

### 【各法人に共通する指摘事項】

わが国の財政が危機的状況にあるにもかかわらず、特殊法人等及び特殊法人等から移行した独立行政法人の予算を削減・効率化していくことに対する各府省の意思表示は、おしなべて希薄であるといわざるをえない。各府省は、以下に示すように、「特殊法人等整理合理化計画」に則った事業の廃止・縮小・重点化等、中期目標に記載された削減・効率化の徹底及び各法人の事業や制度について再度その必要性を含めた抜本的な見直しを行うことにより、予算の一層の削減・効率化に取り組むべきである。

- ・ 「特殊法人等整理合理化計画」を踏まえて事業の縮小・廃止・重点化等を進め、国民負担の抑制を図っていくべき。特に「民間にできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則のもと、民間に委ねられる事業については

思い切って縮小していくことが必要。

また、各法人の事業について、国からの財政支出に極力依存しないよう制度そのものについて根本的な見直しを検討するとともに、自己収入の増加に向けた取組みを積極的に推進すべき。

- ・ 独立行政法人に移行した法人については、「特殊法人等整理合理化計画」と中期目標等に記載された削減・効率化目標に見合った事業内容や予算とすべきことは言うまでもない。中期目標期間の最終年度までに削減・効率化すればよいという姿勢ではなく、毎年度ごとに削減を促進していく必要がある。削減・効率化目標の達成にとどまることなく、「民間にできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則のもと、一層踏み込んだ削減・効率化に積極的に取り組むべき。
- ・ 複数法人の統合により設立された法人については、統合の初年度にとどまらず、次年度以降も更なる効率化を図り、予算に反映させていくべき。

## 【ヒアリング対象法人に対する指摘事項】

### 中小企業金融公庫

限られた予算で中小企業の一層の活性化が図られるよう、融資業務及び信用保険業務の規模の縮減、真に政策的に必要な貸付への重点化を行うべき。この改革がセーフティネットの名のもとに「先送り」となっていないか、抜本的な見直しが必要。

「特殊法人等整理合理化計画」においては、融資規模を縮減するとされているが、16年度と比べその度合いが鈍っている。今後の民間金融機関の事業の柱は中小企業向け貸付であることから、融資業務は減らし、証券化支援業務に移行することがあるべき姿ではないか。その際、融資業務の縮小を目に見える形で示してもらいたい。

(参考)「特殊法人等整理合理化計画」(抜粋)

中小企業者に対する融資(一般貸付):「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、現下の経済金融情勢にも配慮しつつ、貸付について市場のニーズに応じ、規模を縮減する。

信用保険業務については、収支が悪化しており、予算要求額が大幅に増加しているが、保険料率の引上げや回収の強化を行い、財政支出の抑制を図るべき。また、現状はモラルハザードが起きているのではないかと思われ、中小企業総合事業団からの信用保険業務の移管を機会に、全て部分保証にするなど抜本的に見直すべき。

### 住宅金融公庫

「特殊法人等整理合理化計画」においては、融資業務について段階的に縮小するとされており、貸付戸数は平成15年度予算の37万戸が平成16年度予算では22万戸と縮小したのに対し、平成17年度予算要求においては20万戸となっており、縮小規模が小さいのではないか。

また、「特殊法人等整理合理化計画」においては、融資業務について、民間金融機関が円滑に業務を行っているかどうかを勘案して、公庫に代わる独立行政法人を設置する際、最終決定するとされているが、住宅ローンは民間金融機関の事業の柱になっており、「民間にできることは、できるだけ民間に委ねる」という観点からも、融資業務の廃止を含めて大胆な見直しとすべき。

(参考)「特殊法人等整理合理化計画」(抜粋)

融資業務については、平成14年度から段階的に縮小するとともに、利子補給を前提としないことを原則とする。

証券化支援業務については、新しくできる独立行政法人の主たる業務と考えられるにもかかわらず、実績がほとんどない。業務の中心を証券化支援にすべく内部体制を改革し、米国の例も参考にして、市場に受け入れられるよう努力すべき。

優良住宅取得支援制度(仮称)の創設については、民業圧迫にならないよう考えるべき。

また、融資の焦げ付きの処理に当たっては、これまで支払った人との間で不公平感が出ないように考えるべき。

#### **(独)福祉医療機構**

本法人の中期目標においては、福祉医療貸付事業費については5%の削減、一般管理費については13%の削減と定められており、これらに見合った予算要求が必要。運営費交付金が増額要求となっているのは疑問であり、目標期間の最終年度までに削減すればいいという姿勢ではなく、きちんと毎年度ごと削減していくべき。

(参考)中期目標(抜粋)

#### **【業務運営の効率化に伴う経費節減】**

一般管理費、福祉保健医療情報サービス事業費等の経費については、効率的な利用に努め、平成16年度

において追加される労災年金担保貸付事業にかかる部分を除き、中期目標の期間の最終の事業年度において、平成14年度と比べて13%程度の額を節減すること。

福祉医療貸付事業費については、中期目標の期間の最終の事業年度において、平成14年度と比べて5%程度の削減を目指すこと。

医療貸付事業（病院等融資）については、「特殊法人等整理合理化計画」で指摘されているように、民業補完を徹底すべき。また、福祉医療貸付事業の規模が伸びているが、資金需要が増えていても民間にできることは民間に委ねて、思い切った事業縮減が必要。

（参考）「特殊法人等整理合理化計画」（抜粋）

社会福祉事業施設・病院等融資業務（病院等融資）：「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、融資対象事業を医療政策上真に必要なものに限った上で、コストに応じた金利設定の導入を検討するなど、融資条件（金利・期間・融資限度等）を適切に見直す。

「貸付にはリスクを伴う」との意識を徹底しないと、長期・低利貸し付けにおいては後年に大きな禍根を残す。金融業務を行っていることを認識し、金利の設定自体がリスク管理であるという視点が必要。

#### （独）緑資源機構

「特殊法人等整理合理化計画」においては、各事業について事業の重点化、新規採択の抑制、実施コストの縮減等が求められており、指摘を着実に実施していれば、予算要求額は減るのではないか。ほぼ全ての事業において予算の増要求をしているのはおかしい。

（参考）「特殊法人等整理合理化計画」（抜粋）

- ・ 水源林造成事業：重要流域内の水源林への重点化、針広混交林等の多様な森林の造成の推進、造成コストの縮減を図る。
- ・ 大規模林道事業：今後の着工区間について、限度工期を設定するとともに、新規事業採択を抑制し、重点的に投資する。

- ・ 特定中山間保全整備事業：国が関与すべき事業に限定することとし、事業の採択に当たっては、事業効果が早期に発揮されるよう限度工期内の地区に限定して行う。
- ・ 農用地総合整備事業：2年以内（平成15年度新規着工まで）に、地権者の同意等所定の手続きが進められない事業は中止する。
- ・ 海外農業開発事業：既に実施した事業について厳格な外部評価を求め、その評価結果を踏まえ、事業を真に必要なものに限定する。

地球温暖化対策を増要求の主たる理由にしているが、本法人の直接の事業目的は地球温暖化対策ではないのであるから、その理由には論理の飛躍があるという感じがする。主要な業務には費用対効果分析や事業評価の手法を導入し、事業に優先順位を設け、重点化を図るべき。

民間にできることは民間にという精神に立ち返り、重点的に実施する事業を絞り込むべき。また、事業の縮減を図りつつ効果的・効率的に事業を行っていくことが、国民の期待に応える最大のポイントではないか。

相当の資金をつぎ込んでいるにもかかわらず森林の荒廃が進むなど、本来の事業の効果が挙がっていないとの印象を受ける。本来の目的が達成されるように、効率的な配分や執行に努めるべき。

#### **（独）日本学術振興会**

特別研究員奨励費及び学術創成研究費については、文部科学省から本法人に移管することとしているが、これらの補助金業務については「特殊法人等整理合理化計画」において、合理的・効率的であることが明らかな場合を除き、最終交付先へ国から直接交付すべきとされていることから、具体的かつ明確な理由を示すべき。

財政事情が厳しい中で、国からの資金に頼るだけでなく、民間資金を一層活用できるよう工夫をすべき。目標を明確に掲げ、より積極的にPRをしたり、この成果が科学研究費によるものであることを明記させることなどにより、民

間からの寄付金を集めやすくするなど、自己収入増加の新しい仕組みを考えるべき。

科学研究費が有効に使われるよう、事前審査と事後評価をより厳格に行うべきではないか。また、学術国際交流事業などの運営費交付金による事業をより効率的に執行できないか。

(参考)「特殊法人等整理合理化計画」(抜粋)

- ・ 科学研究費補助金業務：科学研究費補助金業務については、当該法人を経由したほうが合理的・効率的であることが明らかな場合を除き、最終交付先へ国から直接交付する。

### **(独)海洋研究開発機構**

大陸棚画定調査に関し、本法人の果たす役割、予算配分を含む海上保安庁との業務分担等について、わかりやすく国民に説明する必要があるのではないか。

地球深部探査船「ちきゅう」の建造及び運航に巨額の予算を要するが、法人全体として自己収入を増加させ、予算を削減すべき。

統合による予算の削減・効率化については、初年度だけでなく、次年度以降も更なる推進を図り、予算に反映させていくべき。

(参考)中期目標(抜粋)

#### **【自己収入の増加】**

外部研究資金として国、他の独立行政法人、企業等多様な機関からの競争的研究資金をはじめとする資金の導入を図る。また、国、他の独立行政法人、企業等からの受託収入、特許実施料収入、施設・設備の供用による対価収入等自己収入の増加を図る。

自己収入額の取り扱いにおいては、各事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営に努める。